

住民監査請求（福岡市職員措置請求）に係る措置について

平成 25 年 9 月 11 日付監総第 446 号「住民監査請求（福岡市職員措置請求）について（通知）」における福岡市監査委員の意見について，市長から措置状況（市の見解）の通知があったので，次のとおり公表する。

福岡市監査委員	富	永	計	久
同	笠		康	雄
同	齋	田	雅	夫
同	伯	川	志	郎

総コン第 128-1 号
平成 26 年 1 月 10 日

福岡市監査委員	富	永	計	久	様
同	笠		康	雄	様
同	齋	田	雅	夫	様
同	伯	川	志	郎	様

福岡市長 高島 宗一郎

住民監査請求における監査委員の意見に対する措置状況について（通知）

平成25年 9 月 11 日付監総第 446 号「住民監査請求（福岡市職員措置請求）について（通知）」における福岡市監査委員の意見について，下記のとおり，措置状況を通知します。

記

○ 講じた措置の内容

25 監査公表第 15 号（平成 25 年 10 月 3 日付 福岡市公報第 6054 号（別冊）公表）分
住民監査請求（中央保育園移転）

監査委員の意見	市の見解
<p>1 市事業にかかる意思決定過程の透明性の確保について</p> <p>今回、中央保育園について、市政運営会議での決定により、それまでの現地建替えから単独移転に大きく方針変更がなされていますが、その決定は市内部でのみ行われ、この過程をオープンにし、市民の理解を得ようとする姿勢が十分に見受けられません。また、保育園用地の選定手続きや取得手続きには不備があるとともに非常に不透明です。</p> <p>何よりも、市民生活に重大な影響を与える事項については、法令上個別に議会の議決が必要とされなくても、議会に積極的に報告し、説明責任を果たすべきであると考えます。</p> <p>今後、中央保育園に限らず、市事業にかかる意思決定過程の透明性の確保を徹底するよう強く要請します。</p>	<p>中央保育園につきましては、当初、中央児童会館と中央保育園の合築を基本とする検討を行っていましたが、仮移転場所がなかなか見つからない状況でありました。このような中、平成 23 年 3 月の東日本大震災が発生し、耐震対策を実施していない中央保育園についても早期に入所児童の安全の確保を図る必要性が改めて認識されたこと、また、待機児童解消に向けてなお一層の取り組みが必要であったことから、現地建替えに加え、定員拡充を伴う単独移転の可能性についても検討を始めたものであります。</p> <p>保育所機能の単独移転の検討にあたっては、用地確保の困難性が想定されたことから、移転候補地を調査していたところ、中央保育園の移転目的を満たす候補地が見つかったことから、平成 23 年 7 月 26 日、市政運営会議に諮り、中央保育園について現地近隣の定員拡充が可能である用地にて整備する方向で運営法人と協議を開始する方針を決定したものであり、市政運営会議の議事概要について市のホームページに公表しているところです。</p> <p>議会に対しましては、この方針決定を受け、平成 23 年 9 月議会の第 2 委員会において中央保育園については定員拡充を伴う移転の方針を、中央児童会館については機能を拡充した上での現地建替えの方針をそれぞれ報告するとともに、平成 24 年 6 月議会の第 2 委員会において中央保育園の移転予定地の場所</p>

、面積、予定定員、今後の予定について報告を行いました。また、用地取得費用の予算につきましても平成25年3月議会においてご審議をいただいたところであります。

移転予定地を決定した後は、事業主体である社会福祉法人において関係者によるワークショップや保護者説明会などを通じて、保護者や保育士の意向を把握しながら、事業が進められてきております。

今後とも、事業の実施にあたっては、市民生活に重大な影響を与える事項などについて必要に応じて適切な時期に議会に対し、より丁寧な報告を行うとともに、引き続き市政運営会議の情報を公表するなど、説明責任を果たすよう努めてまいります。

ご指摘の中央保育園の移転用地の選定につきましては、現在の中央保育園の近隣においてある程度の広さのある土地をリストアップし、「早期取得の可能性」、「定員拡充の可能性」を判断基準として適正に行ったものであります。

なお、監査結果の28、29ページに示されている疑問に関してですが、

- ① 移転予定地に隣接する土地（現パチンコ店）は、角地であるため土地の評価額が上がるとともに、面積が移転予定地より約300㎡広く、取得価格が移転予定地より高額となることが容易に想定されたため、近接地の二者択一の中で候補地とはしなかったものであります。
- ② また、移転予定地については、地権者が1名であることから複数の地権者と協議する必要がないこと、利用形態が2階建ての自走式駐車場であり、居住者のいる家屋な

どではなかったことから、他の5カ所の移転候補地と比較して、早期の取得が可能と判断したものであります。

- ③ なお、平成23年7月26日の市政運営会議の資料における移転候補地2については、地権者の数が多く、面積も880㎡程度であり、早期取得や定員拡充の可能性は低かったものの、現在の中央保育園に最も近いということで、参考までに市政運営会議の資料に記載をしておりましたが、取得見込額については、正確さを欠いたものであったと考えており、今後資料の正確性についてより一層留意してまいります。

次に中央保育園の移転用地の取得手続きについてですが、移転予定地については、外部の不動産鑑定士2名を含む11名の委員で構成される福岡市不動産価格評定委員会の評定額の範囲内である8億9千9百万円の価格でA社から取得したものであり、購入金額は妥当なものと考えております。

また、移転予定地の取得にあたっては、当時2階建ての自走式駐車場が存在しておりましたが、移転予定地の売買については、A社との交渉の結果、当該土地に存する物件については「A社の負担により除却を完了させた後平成25年4月末までに福岡市に土地の引渡しを行う」ことで合意に至り契約を締結したものであることから、適正な手続きであったと考えております。

なお、公共用地の取得手続きは専門的かつ複雑なものであり、取得価格も高額となることから、手続きの信頼性をより高めるためにも、今後同様な事案が発生した場合には、用地取得の専門部署で取得事務を行うよういた

	<p>します。</p> <p>以上のとおり、中央保育園の移転につきましては、適切な手順を踏んで適正に行ってきたものであり、市として、違法、不当なことはなかったものと考えております。</p>
<p>2 児童福祉法及び風営法等の趣旨に基づいた児童福祉施設の設置等について</p> <p>今回の中央保育園の移転用地取得にあたっては、実質上、保育所待機児童の解消等が優先され、児童の福祉、安全、風俗営業等の周辺環境への配慮が不足していたと考えざるを得ません。</p> <p>今後の児童福祉施設の設置等にあたっては、児童福祉法及び風営法等の趣旨を踏まえた十分な事前チェックを行い、事業を推進されるよう強く要請します。</p>	<p>保育所の整備にあたっては、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で規制する施設が近隣にないことが望ましいと考えておりますが、中央保育園の移転用地の選定にあたっては、特に保護者からの要望が多い都心部での保育所整備であることから、待機児童解消の緊急性や、用地確保の困難性なども踏まえながら総合的に判断したものであります。</p> <p>今後とも、関係法令の趣旨や厚労省の見解も踏まえながら、適切に事業を実施してまいります。</p> <p>なお、保育所の設置認可事務において「福岡市保育所設置・運営者選定委員会」等で審査を行う際、保育所の周辺環境についてもその情報を明示するなどし、確認を行うようにいたしました。</p>
<p>3 中央保育園にかかる安全対策について</p> <p>本件土地については、関係法令に抵触しないとはいえ、道路交通及び環境面等で、多くの課題が残っています。児童が健やかに保育園生活を送れるよう、児童や保護者等の安全</p>	<p>新しい中央保育園の児童の安全・安心の確保につきましては、福岡市としても重要なことと考えており、前面道路の歩道拡張、路側帯のカラー化、車止め・ガードパイプの設置、電柱の移設等の「前面道路の全面改修」、及び、LED照明灯の増設、防犯カ</p>

<p>確保について、万全の対策を講じられるよう強く要請します。</p>	<p>メラの設置，地域・警察のパトロール等の「地域の協力による明るいまちづくり」並びに避難経路の確保等の「災害時の対応」についてしっかり取り組むこととしており，事業主体である社会福祉法人とともに，新しい中央保育園がより安全・安心な保育園となり，子どもたちにとってよりよい環境となるよう，努めてまいります。</p>
-------------------------------------	--